

1. 会合名	『広告及び景品類の提供に関する規則』等の見直しに関するワーキング（第17回）
2. 日 時	平成26年6月2日（月）午前10時～11時30分
3. 議 案	1. 比較広告等に関する「広告等に関する指針」の改訂案について 2. その他
4. 主な内容	1. 比較広告等に関する「広告等に関する指針」の改訂案について 前回ワーキング終了後に各委員から寄せられた「広告等に関する指針」の改訂案に対する意見を踏まえた再改訂案について事務局から説明が行われ、その後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 （主な意見等） ・比較広告の箇所、当初の案である「表示内容が事実と著しく反している場合は、誇大広告とみなされるおそれがある。」から「著しく」が削除されている。一方で、軽微な相違まで含まれてしまうことを防ぐために「投資者に誤解を与えないよう留意する」との記載が追加されているが、軽微な相違についてはどう考えているのか。（委員） ⇒「著しく」については、書くべきである、書くべきではない、という両方の意見がある。どこで線引きをするかは非常に悩ましい問題であるが、「著しく」という言葉でセーフハーバーを設けることは難しいので、「比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること」や「実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること」等の条件を満たしていない場合は誇大広告とみなされるおそれがあるという記載にしている。（事務局） ・広報活動の一環でマスコミから取材を受け、当社の商品を薦めるような記事が掲載されると、規制の対象となるタイアップ記事になるのか。（委員） ⇒記事の内容が広告等に該当するかどうか、ということに尽きると考える。取材したマスコミがその取材内容を自分で消化して、マスコミの意見として出したものについては金商業者の広告等とはみなされないと考えるが、自社のパンフレットに書いてある内容がそのまま記事になるのであれば、それは金商業者の広告等とみなされることもありうると思う。よって、記事が掲載される前に協会員がその内容をチェックすることができれば、それも大事だと考える。（事務局） その後、各委員から寄せられた意見について事務局から説明が行われ、その後、大要以下のとおり意見交換が行われた。 （主な意見等） ・比較広告については具体的な例示を求める意見があるが、どう考えるか。（主査） ⇒事務局として具体例を作成することは可能だと考えるが、広告指針の目的や全体的な内容で考えるべき問題であると考えている。また、仮に具体例を示したとしても、

	誇大広告の該当性は、最終的に当局の判断によるものである。よって、具体例を示すとしても、結局は漠然とした内容のものにしかないのではないかと考える。(事務局) ・全国銀行公正取引協議会のサイトで照会事例が掲載されているが、同様のものを協会として検討することは可能か。(主査) ⇒協会に寄せられる照会事例の中で公表できるものがどれほどあるか疑問である。 また、他社の広告等に関する照会も多いので公表は難しいのではないかと考える。(事務局) 上記２点につき各委員から意見が出されたが、比較広告の具体的例示及び照会事例の公表は難しいとの意見が大勢を占めた。 「広告等に関する指針」の改訂案については、本日事務局より説明した内容について委員の了解が得られたため、細かい字句修正等について再度意見照会をした上で、改訂の手続きを進める旨事務局より説明が行われた。 以　　上
５．その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
６．本件に関する 問い合わせ先	自主規制企画部（03－3667－8470）